

1930年前後の学校紛擾に見られる 大学の共同体化への希求 ——早稲田大学同盟休校を中心に——

岩 田 一 正

はじめに—問題の所在—

1920年度に帝国大学5、官立大学1、公立大学2、私立大学8の計16であった大学数は、30年度には帝国5、官立12、公立5、私立24の計46に増え¹⁾、大学数の増大と連動して学生生徒数は急激に大きくなった。20年度の大学の学生生徒数は、帝国9,459人、官立1,666人、公立899人、私立9,891人の計21,915人であったが、30年度のそれは、帝国19,453人、官立6,815人、公立2,560人、私立40,777人の計69,605人に達し、帝官公立以上に大学数が増えた私立大学の学生生徒数の増加は、特に著しいものであった。以下で焦点を合わせる早稲田大学の1920-30年度の学生生徒数を年度毎に示せば、5,633、4,715、6,551、6,018、5,612、5,734、6,248、6,628、7,047、7,379、7,631であり、20年代半ばまでは増減を繰り返していたが、それ以降は増加傾向を示していた（ここまでの数値は、全て『日本帝国文部省年報』各年度版より）。なお、以下では引用文中を除いて、学生生徒を学生と記す。

この時期の私立大学は、天野郁夫が指摘するように、帝官公立大学とは異なり、「昇格の過程で初めてその団体性・共同体性の必要性、重要性が認識され、実際に形成されていった例が多数を占め」、教学と経営の分化、学生の共同体成員としての自覚の強化などがもたらされ、「次第に創業者や創業者集団の手を離れ、団体性・共同体性を形成し、独立の組織体、経営体としての成長の軌道に乗り始め」ていた²⁾。それゆえ、学生数の急激な増加は、大学への帰属意識をどのように担保するのかという点において、私立大学の運営に対して何らかの影響を及ぼすことと

なつたと推測される。

本論文は、1930年前後の高等教育機関、特に私立大学に要請されていた運営の質的転換と、それと連動する高等教育機関と学生の関係の変容とを、30年10月から11月にかけて約1ヶ月間に渡って継続した早稲田学苑（以下、引用文中を除いて早稲田大学と記す³⁾）における同盟休校（早慶野球戦切符事件、以下では早稲田大学同盟休校と記す）という一つの学校紛擾事例を分析対象に設定して考察することを課題とする。具体的には、稀有な契機で始まった紛擾において、学生は事態の推移とともにその契機を離脱し、大学の運営におけるどのような問題性を剔出することとなったのか、他方で学生の要求や動きを、高等教育機関の経営者や教育者、マス・メディアはどのように把握し、どのような意味を有するものと認識していたのか、そしてその把握と認識に基づいて紛擾対策をどのように論じていたのかを、新聞や雑誌の記事、論考などを史料として分析することを通じて、前述の課題に迫ることとした。

1930年前後の高等教育機関における学校紛擾を分析対象とした先行研究に、H. スミス『新人会の研究——日本学生運動の源流——』第8章（東京大学出版会、1978年）、伊藤彰浩『戦間期日本の高等教育』第5章（玉川大学出版部、1999年）がある⁴⁾。

学校紛擾を共産主義運動の脈絡で分析しているスミスは、就職難と試験地獄という学生に対する経済的心理的圧迫がピークに達したのは、学生運動が地下に潜行し、その圧迫を左翼が政治的に利用しようと待ち構えていた1930年前後のことであり、その結果、当時学校紛擾が頻発し、学生運動の力点は理論闘争から学内闘争に移行したと論じている（188-189頁）。当時の労働運動家であった菊川忠雄も、スミスと同様の認識を示している。彼は28年度後半から30年度にかけての時期を「学校騒動慢性時代後期」と呼称し、特に四・一六事件（29年）前後の時期から、学生社会運動主流が非合法運動に転化したと指摘している。そしてその転化の内実を、「学生社会運動は従来の『学生自身の学生運動』といふ考へ方から急速に『プロレタリアートの指導下にある学生の運動』のそれに転向して行つた」と捉え、具体的な運動として「学生大衆は学内自治の闘争に進出するといふ現象が見られた」としている⁵⁾。同様に、吉野作造も「私は今日の学生運動をば共産党の指導統制下にある社会運動の一方面の指称に過ぎぬと考へて居る」⁶⁾と述べている。

一方、伊藤は当時の諸学校紛擾のパターンや背景などを分析し、学校紛擾を「左翼学生運動の文脈に位置づけるだけではまったく不十分」であり、紛擾は「戦間期の高等教育の変動を、とりわけその急激な量的・質的変容を色濃く反映したものであり」、「高等教育の質的側面や社会の高等教育観の変化のテンポと、量的拡大のテンポとの乖離を、きわめて具体的なレベルで、示すものでもあった」と論じている（164頁）。なお、紛擾の展開などに関する具体的記述はないが、伊藤は早稲田大学同盟休校について、「騒動の過程で当初の要求とは別の要求が前面に出てくる」（148頁）事例、また「騒動においてマスコミ、とりわけ新聞の果たす役割も大きかった」（150頁）事例、さらに「騒動が長期化していた場合には、事を起こした学生たちの間からその終息を望む意向が強く顕在化してくる」（152頁）事例の一つとして言及している。

本論文は、伊藤の視角を共有するものであるが、伊藤の研究における余白、すなわち早稲田大学同盟休校という具体的な学校紛擾事例を詳細に記述し、わずか一つの個別具体的な事例から見えるものであるという限界を有するが、伊藤が述べる「乖離」を、当時の学生はどのように認識し、補填しようとしていたのか、またその学生の行為を大学当局、教育者、学校教育行政はどのように認識していたのかという、伊藤が詳細には分析していない点を考察する足場の一つを提示していくこととした。

なお、伊藤の研究は、1920年代初頭から30年代半ばまでの10年以上に渡る期間の学校紛擾を分析対象としているため、30年前後の学校紛擾に見られる質的転換を十分には記述できていない。また、それを記述することを目的とした研究でもない。しかしながら、学生数が増大するなかで、大学の共同性をいかに構築していくのかということが、当時の大学、特に私立大学の課題の一つであり、この課題が学校紛擾にも反映され、紛擾の質的転換と連動していると想定するならば、30年前後の紛擾を分析することによって、学生たちがどのような大学の共同性を、そして学生と大学との関係の変容を希求していたのかを考察できるのではなかろうか。本論文が、早稲田大学同盟休校に照準する理由はここにある。

ここで、学校紛擾を巡る1930年の状況を簡単に概観しておこう。

同年10月30日、教育勅語発布40年記念式（文部省・東京府・東京市主催）が、東京帝国大学安田講堂において、天皇裕仁、濱口雄幸首相、田

中隆三文相、一木喜徳郎宮内相などを始めとする朝野の名士を招待して挙行された。

1890年10月30日に渙発された教育勅語を、その40年後に再称揚するために現出したこの祝祭空間では、日本の近代化過程において教育勅語が果たしてきた国民統合の規範・基礎としての機能・役割を改めて定位する言説が顕在化することとなった。例えば、田中は記念式式辞において、「聖勅一たび下りますると、(中略)我が国に於ける教育の方針は茲に定まり、(中略)民心の趨向が一定して、其の効果は大いに著れ、為に国運は前古未曾有の、発展をなし得たのであります」⁷⁾、と教育勅語渙発を言祝いでいる。

しかし、40周年というあまり記念されることのない年に祝典が行われた背景に注目しなければならない。濱口の記念式祝辞が、その背景を示唆している⁸⁾。その祝辞は、国家が直面している「国民経済上ノ難局」と「思想上ノ難局」に言及したものであった。「国民経済上ノ難局」とは、震災恐慌、金融恐慌、昭和恐慌・農業恐慌という一連の恐慌を意味している。30年に初等教育機関で生じていた教育費削減・教員減俸・教員整理・学級整理問題が、恐慌と連動して発生したものであることは論を俟たない。しかし、彼の祝辞は、深刻な経済状況がもたらした教育費削減などの財政的諸問題よりも、「国民ノ精神ノ内ニ」欧州発の「危険矯激ナル思想」に「誘惑セラル、ダケノ間隙ノアルコト」に起因する「思想上ノ難局」を大きく扱っているのであり、難局に直面している国民の精神・思想の動揺を抑えて安定させるものとして、教育勅語の存在を再照射しようとする意図を有しているものであった。

濱口の祝辞で直截には言及されていないが、国民の精神・思想の動揺を象徴する当時の出来事が学生思想問題や学校紛擾であった。事実、教育勅語渙発40年記念式の計画を明らかにした5月24日開催の地方長官会議訓示において、田中文相はその計画を述べた直後に、教育界の最も憂慮すべき問題として、学生思想問題や学校紛擾に対する懸念を表明していた⁹⁾。

荻野富士夫『戦前文部省の治安機能——「思想統制」から「教学錬成」へ——』第Ⅰ・Ⅱ部(校倉書房、2007年)が詳細に分析しているように、文部省は京都学連事件(1925年)、さらに三・一五事件(28年)を契機として、学生運動の抑圧取締と学生の思想善導を両輪とする思想

統制政策を強化する方向に進み、28年10月30日には同省専門学務局内に学生課を新設し、翌年7月1日には同課を学生部（学生課と調査課を有する）に昇格させた。しかし、それにもかかわらず、学校紛擾は頻発していたのであった¹⁰⁾。

それゆえ、極秘文書であった文部省学生部『学生思想運動の経過概要 附、其の対策』（1931年6月¹¹⁾）の諸表現、すなわち「学生生徒をして、常に慎重なる態度を以て軽々しく社会の悪風潮に感染し、詭激なる思想に誑惑せらるゝが如きことなく、又無反省に学校紛擾事件等に与するが如きことなからしめ」（46頁）、あるいは「常に一派の学生生徒の着目し騒擾の原因となさんとするが如き事項の那辺に在るやに意を用ひて」（47頁）、あるいは「苟も同盟休校等を策謀、煽動し、又は其の運動に携り、或は容易に学校の命に従はざる者其他斯くの如き行動に附和雷同し、学業を放擲し、学校の秩序を紊る者」（48-49頁）などの表現に見られるように、学生部は30年の時点でも学校紛擾を強く警戒していた。

思想統制政策を強化しても発生する学校紛擾は、その政策の実効性に疑義を差し挟むものであるとともに、教育勅語を基盤とする国運の「前古未曾有の、発展」に存在してはならない翳りであった。そして学生部の文書からは、学校紛擾は左翼運動や学生思想問題の延長線上に存在するものであり、抑圧取締と思想善導を従来以上に徹底し、内なる敵である左傾的学生の排除・矯正・更生・懐柔・転向を遂行していくことで、紛擾という陰翳を消滅させることができるとする認識を抽出することができる。

実際、荻野は前掲書第Ⅲ部において、文部当局は、1930年以降には警察・司法権力との緊密な協力に基づく学内左翼運動の摘発・取締と同時に、思想善導政策を本格化させ、指導教官制度、特別講義制度、学生福利施設充実、穏健な研究団体・修養団体奨励といった施策が軌道に乗り、それらの結果として、1930・31両年をピークに、その後、学校紛擾は激減し、「学生思想運動が一般学生層を動員した運動を展開できず、少数の孤立気味の運動になった」（82頁）と述べている。しかし、頻発した学校紛擾は、伊藤が述べるように、学生思想問題に起因するものには止まっていた。

第一節 早稲田大学同盟休校

佐藤秀夫は「学校紛擾に関しては、史実確定に必要な確実な史料の摘出について困難が少なくない」¹²⁾と述べ、その理由として、第一に学校沿革史、学校・県庁・教育会等所蔵の報告記録類、雑誌・新聞等の報道記事といった情報源は、学校紛擾を不祥事と捉え、また記録作成者がその当事者である場合もあり、さらに紛擾の扇動を目的とするなど、学問的検証に堪え得るものではないこと、第二に教職員の日記、学生や生徒の要望書・投書・ビラなどは重要な史料だが、それらもどちらか一方の立場を反映していることを挙げている。

佐藤が指摘するように、学校紛擾に関しては史実の確定に困難が伴う。しかし、学校紛擾自体の史実確定というよりも、むしろ新聞や雑誌において学校紛擾の一事例がどのように論じられたのかを分析していくことを作業課題としている本論文では、佐藤が指摘する難点が存在することを前提しながら、まず本節において、早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第3巻（1986年）を中心的史料、『東京朝日新聞』を補助的史料として、1930年に生じた早稲田大学の同盟休校問題がどのような紛擾であったのかを概観し、次節以降でその紛擾がどのように論じられていたのかを考察することとしたい。

当時、早慶戦は爆発的な人気を誇り、試合当日の球場窓口での入場券販売は混乱を来していた。そこで、早稲田大学は10月14・15日に合計13,800枚の入場券を各部局事務所を通して配布することとしたが、入手できない学生が若干生じた。学生の追及によって、高等師範部に配布された枚数より学生に配布された枚数が71枚少ないこと、その入場券が同部事務所に保管されていることが15日に発覚し、事務主事が「欠席常習者に配るのを保留した分だと釈明した」¹³⁾。学生はこの釈明に納得することなく、全学の学生委員による協議の結果、16日に学生大会を開催することを決定したが、学生大会における議論は入場券問題だけに止まっていた。事実、17日の新聞に掲載された「連合学生委員会声明書」¹⁴⁾は、大学当局が誠意ある対応を示さないならば入場券の不買同盟を決行し、18日は応援に行かないで通常通り授業を受ける旨が記されているだけであった。

16日夜に緊急理事会が開かれ、声明書への対応が協議された。その結果、理事会は、大学に交付された入場券は24,600枚であり、大学はこのうち約4割に相当する10,800枚を教職員、校友、大学・運動部関係者のために留保していたが、これは当然の措置であり、15日以来の学生の動きは、「危険思想系統に属する一部の徒」の扇動の結果である、という「学校側声明」を17日の夕刊紙面に発表したのであった¹⁵⁾。そしてこの声明が、学生の態度を硬化させ、学生の動きを政治的なものへと転換していく契機となった。声明を受け、連合学生委員会は17日夜に再度「声明書」¹⁶⁾を発表し、同委員会は学生の「絶対的支持の上に立つもの」であって、「一部左傾団体の策動に基けるもの」ではないことなどを表明した。

当局は18日を臨時休業としたが、これを知らないで登校した学生たちは各所で会合を持ち、続いて連合学生委員会による大会を学生ホールで行い、全早稲田連合学生委員会の公認、体育会の否認と即時解散、当局の陳謝、臨時休業の理由説明、不当処分絶対反対という5項目からなる大会決議を採択した¹⁷⁾。翌日には連合学生委員会代表が大会決議を理事会に、質問書を田中穂積常務理事に提出した（高田早苗総長は台湾旅行中であり、大学運営は田中に委ねられていた）。20日は創立記念日で休日だったが、大会決議・質問書への対応のために各学部で教授会が開かれた。しかし、今回の問題は学生と大学事務方のあいだに生じたものであるとする教授会メンバーの反応は、冷ややかなものであった¹⁸⁾。

学生は同日、田中と面会し、18日の決議に対する回答を求めたが得ることはできなかった。そこで、翌21日に授業拒否・同盟休校によって大学当局に対抗することの是非を各クラス会で問うこととなった。結果はクラスによって異なるものであり、商学部、法学部、理工学部は授業拒否・同盟休校に反対あるいは消極的で、政経学部、文学部、第一・第二高等学院は積極的であった。商学部、専門部商学科、理工学部の大部分の学科では授業が午後から行われ、その他は終日休講となった。

この事態を受け、田中は「十一名の学生代表を大隈会館に呼び（中略）陳謝し、説得し」、また「学部長・学校長を同道して学生ホールに赴き、連合学生委員会に陳謝と説得を繰り返した。だが、狂瀾を既倒に廻らすことはでき」ず、同盟休校は終息する気配を見せなかった¹⁹⁾。そこで25日に学部長・学校長が集まって会議を開き、「十八日の学生の決

議に対する回答書の交付と、二十七日から十一月五日までの十日間、学苑全体の休業とを」26日付で決定し、表面上は暫時休戦となった²⁰⁾。

31日に高田が台湾から帰国すると、連合学生委員会は対策を協議し、18日の決議とはほぼ同じ内容の決議を、11月1日に高田に提出した。これに対して、高田は同日に理事会、臨時維持員会²¹⁾を開き、維持員会の了承を得た上で、改めて3日に理事会を開催し、連合学生委員会の決議に対して前月26日付のものと同趣旨の回答を出すことを決め、その回答書を学生に交付したのであった。

6日には授業が再開されたが、授業を受けようとする学生が存在する一方で、回答書に納得しないで授業再開を拒否したり、妨害したりする学生も存在した。7日になると状況はさらに悪化し、数百名の学生が構内でデモを行い、学生の教室への入室阻止、授業妨害などを繰り返した²²⁾。

騒然とする早稲田大学同盟休校に終止符が打たれたのは11月17日のことであり、校友である通信政務次官中野正剛の調停によるものであった。8日に中野は、連合学生委員会を代表して諸機関との連絡調整を担っていた統制委員と高田とのあいだを往復し、調停案に関する合意を取りつけた。高田と統制委員は、「今回の問題は何等思想的背景、もしくは陰謀を蔵するものと認めず、単なる切符問題に関連する学生不満の勃発として虚心坦懐に取り扱ひ、而して高田総長は事件勃発の当初において学校当局者の不行届を認め、重ねて遺憾の意を表す」、「大学部、専門部、高等師範部、第一学院、第二学院、専門学校、右各部の代表委員会を公認す。但し常設にあらず」といった内容の覚書を、中野の立会のもとで交換した²³⁾。

覚書は、大学当局が今回の同盟休校は思想的問題の結果であると喧伝してきたという問題、また調停案を承認できるのは連合学生委員会だけであるにもかかわらず、連絡調整を任務とする統制委員は越権行為に及んだという問題を惹起した。それゆえ、10日の連合学生委員会では調停案が一旦は否決されることとなった。しかし、13日に行われた各クラス会では、大部分のクラスが調停案を受諾する方向で議論を展開し、学生ホールで開催された連合学生委員会における採決の結果、調停案受諾が決定され²⁴⁾、中野と統制委員はそれぞれ、その旨を高田に伝えた。そして、17日に大隈講堂において中野の報告と高田の挨拶が学生に対して行

われ、1カ月超に渡った早稲田大学同盟休校は、ここに終焉を迎えた。

第二節 関連記事における思想統制政策の寡少さ

早稲田大学同盟休校は、常設ではないが代表委員会を公認することで連合学生委員会と大学当局が妥結し、紛擾の解決が図られた。したがって、この紛擾は、大学運営に学生の意見を組み込むことをどのように担保するのかという学生側の要求を、大学における意思決定の公共的正統性を民主的プロセスで保障する手段によって、大学当局が受容しようとするものであったと見るができる。では、このような特徴を有するものと把握することができる早稲田大学同盟休校を、新聞記事や雑誌論考はどのように論じたのであろうか。このことを、本節と次節で検討していくこととしよう。本節ではまず、『東京朝日新聞』と『読売新聞』の記事を見ていくこととしたい。

10月16日付から11月14日付までの紙面に²⁵⁾、早稲田大学同盟休校関連の報道記事を連日掲載していた『東京朝日新聞』は、「学校争議」(10月22日付3面)と「世相を反映するか／学校騒動時代の現出」(同月23日付7面)という論評記事で、早稲田大学の事例を含む学校紛擾の背景などについて言及している。前者は、学校当局と学生の双方が反省すれば、今回の不祥事は生じなかったであろうし、今からでもすぐに解決できると述べつつも、最後には学校紛擾を、学生の「自己の就職紹介機関として利用する位の打算本位」や「依頼主義」のヴァリエントと捉え、「生徒が真にその本分を自覚して今少し自学精神に生きたなら、ある意味において依頼主義の変形たる学校争議は自然と消滅するより外は無いであらう」、と学生に大学や学問に対する態度を改めることを促している。

後者の記事は、早稲田大学だけでなく、数多くの大学や高等学校において学校紛擾が頻発しているが、学生側の種々の要求、学校当局者の学生に対する統率力の弱体化、学生の左傾思想、私立学校に顕著な師弟関係の美風の衰退など多様な要素が連動して学校紛擾が生じているため、事態は複雑になり、解決が困難になっていると指摘している。

また、同記事には田中文相と元文部次官南弘の談話が掲載されており、文部行政の中心人物である／あった両者とも、教育者や社会に学生以上の非があるとしていた。ここでは、南がどのように語っているのかを見

ることとしよう。彼は学校紛擾の原因を学校当局者と学生との距離が遠くなったためとし、「学生も分を忘れて事を構へるのは良くない」と述べつつも、基本的に大学・高等学校や教育者の側に学校紛擾の原因を求めていた。彼は、思想的背景のある紛擾であっても社会科学的研究を弾圧するのは好ましくなく、「学校当事者は寧ろこれをリードすることが肝要だ」とし、時代の傾向を把握し、学生に理解のある教育家を得ることが今日の急務であると述べ、しかしそのような教育家・学校長が鮮少であることを嘆いている。

『読売新聞』は、『東京朝日新聞』と同様に、10月16日付から11月14日付までの紙面に、早稲田大学同盟休校関連の報道記事を連日掲載し、それに加えて同紙コラム「よみうり直言」の10月19・22日付、11月3・8・9・11日付の紙面（いずれも2面）で、早稲田大学同盟休校や学校紛擾一般に論及していた²⁶⁾。また、11月9日付7面の「大学騒動時代」では、早稲田大学同盟休校は該当しないが、諸大学の学校紛擾に「極左分子」が関与しているのではないかと内務省警保局や文部省学生部が警戒を強めているという内容を記している。

「よみうり直言」の内容を列挙すれば、19日付コラムは、学校紛擾はほとんどの場合、学生の学校に対する不平不満に端を発しているが、紛擾に外部からの動きが関与することによって、学生の意図や目標を離れ、事態が別の方向に展開する傾向があると論じ、22日付のものは、「唯物的解釈が学校経営者によつて実行されつゝある今日、学生が唯心的伝統から離脱して行くに何の不思議があらう」、と学校当局にも学校紛擾に対する責任が存するとしている。

3日付コラムは、学校紛擾＝「左傾分子の策動」と判断する早稲田大学理事者を、「学生の運動方法に、左傾的方略を採つたとて、直ちに左傾運動と見るその藪藪みの態度は、青少年相手の連中が、不斷にくり返しつつある」ところであると論難し、8日付のものでも、学生を敵と捉え、自分の立場を有利にしようとする態度で学生と対峙することによって、結果的に混乱を大きくしている、と学校当局者を非難している。9日付のものでは、学校紛擾の頻発は「やらずツタクリ主義の今日の教育営利事業に端を発することに間違ひはない」と指摘している。以上のようにコラムでは、学生の責任に言及しつつも、学校当局者側の対応や経営方針を非難する文言が際立っている。

また同紙は、11月14日付7面に「早大騒動展望」という、早稲田大学同盟休校を総括する論評記事も掲載している。その記事は、今回の紛擾に次のような評価を与えている。すなわち、この紛擾を「純然たる学生自治権の獲得運動だった」と位置づけ、「一万二千に余る学生が一条乱れず永い間の闘争によく統制を守つていふ所の不祥事も惹起すことなく今日を得たことは、一面今後の学生運動における一つの傾向を指示したものと見る事が出来よう」とする一方で、学校当局については、田中理事や高田総長らの醜態を指摘し、「何れにしても学校側は色んな点で味噌をつけた」と難じ、「この点だけでも今回の騒動は学生にとって惨敗とはいへない」と論じている。

『東京朝日新聞』と『読売新聞』という二紙のみであるが、早稲田大学同盟休校に言及している論評記事やコラムを分析すると、同盟休校が継続中の記事であるため当然のことではあるが、その紛擾の原因に対する見解は確定したのではなく、学生思想問題に加えて、大学の営利化、営利化された大学に対する学生の依頼主義・打算的期待、時代に相応しい教育者の些少、学校当局者の臆見なども原因として挙げられ、さらに学生自治権の要求も一因として指摘されていた。そして紛擾の根本的解決は、学生の学問や大学に対する姿勢の改善、学生を理解する教育者の養成、学校営利化の抑制などに求められていた²⁷⁾。思想統制政策が強化されていた時期に生じた学校紛擾であったにもかかわらず、早稲田大学同盟休校を始めとする学校紛擾の原因として学生思想問題を重視し、紛擾の解決策として抑圧統制や思想善導のさらなる徹底を要請する記事は僅少であった。

第三節 学校紛擾認識の分散

教育雑誌や総合雑誌に掲載された諸論考は、早稲田大学同盟休校をどのように論じていたのであろうか。このことを、代表的な教育雑誌と総合雑誌である『教育時論』、『中央公論』に掲載された諸論考を主たる史料として、また教育雑誌『帝国教育』と総合雑誌『改造』に掲載された諸論考を補助的な史料として分析することとしたい²⁸⁾。旬刊誌である『教育時論』については第1633号（10月25日発行）—第1643号（1931年2月5日発行）を、月刊誌である『中央公論』では第45巻第11号（11月1日

発行) —第46巻第3号(1931年3月1日発行)を史料とするが、早稲田大学同盟休校を主題的に検討した論考が多くないため、学校紛擾一般に言及したものを含めて見ていく。

『教育時論』は、同誌第1633-36号の編集後記「展望車」で早稲田大学同盟休校に言及し、学生の要求は学校運営経営への参加であり、学生の批判対象は教員ではなく経営陣であることなどを指摘している。また、同誌には学校紛擾を分析した論考として、小川勝『「教員生活の矛盾」——学校ストライキの内幕——』(第1634号、25-26頁)、田代素一「最近の学校騒動への批判的考察」(第1639号、3-9頁)、畠山花城「本年の教育界を顧みて」(同前、9-11頁)、石黒魯平「最近の大学騒動に就て」(第1640号、42-46頁)、松本金壽「学校騒動の一側面観」(第1641号、17-19・39頁)、川邊喜三郎「日本名物学校騒動」(第1643号、15-22頁)が掲載されている。田代、石黒、松本、川邊の論考を見ていくこととしたい。

田代は、近年の学校紛擾の動機が、以前のような個人的・個人主義的なものから、社会的・大衆的なものへと転換していると捉える。彼は近年の紛擾を、「個人としての学校長や教師ではなく実に学校なる実体そのものに対する疑惑不信反感が学生生徒大衆を駆つて遂に騒動化し、運動化せしめるものである」と認識し、「師弟関係といふ如き封建主義的イデオロギーを以てこれに対することは、絶対に不可であり、また策の得たものでない」と断じる(5頁)。そしてそれらの紛擾の目的は、第一に学校運営の制度改革、第二に学生の自主自治・自由の要求であり、従来の社会科学事件や学生思想問題とは異なり、「著しく具体的、現実的な傾向を帯びて来たことを認めなければならぬ」と分析し、その方法も、「一般労働運動の様式並に方法に倣はんとしてゐることを率直に認めなければならぬ」と論じている(同前)。

石黒は、1930年に生じた早稲田大学同盟休校、日本大学の学校紛擾(5月)、明治大学の学校紛擾(11月)の概略を紹介し、三つの事例における共通点を、次のように列挙する。すなわち、「学校と学生との意見が疎通を欠いている」、「学生は教授と親密になりたいと願つてゐる」、「此の疎隔は(一)意思疎通の機関を作りたい(二)学生の権利擁護の力を得たい(三)学生自治権を確立して学校を牽制する位でなく、学校を支配する道を立てたい」、「之等の騒動が赤化思想運動の結果だと即断して

ならない」などを挙げ、「之等を帰納して、私は、学生の考へが余程進んで居る、之を教育者が察しなければならぬと、しみじみ感ずる」と述べている（45頁）。そして、彼は大学における学校紛擾の原因を、実務家を養成する大学に国家の幹部を養成する大学を模倣させた大学令の失敗、「脚下照顧の学風よりも、概念的に遠くのことを得意になつて講義する学風」を選択する教師の多さ、「自己・自国を十分知らないで徒に、ソヴィエツト・ロシアなどの社会組織を憧憬して一向不思議に思はない大勢を馴致した」といった諸点に求めつつ、最大の原因として大学の営利化を剔抉している（45-46頁）。

松本は、学校紛擾を「左傾化的思想の単なる顕現と見做す見解」は、「問題の具体相に関する正当な認識を欠き、その限りに於て明かに経験錯誤を犯してゐる」のであり、仮にその見解が正しいとしても、「思想善導が今日の如く強調されてゐることは、我が国の教育史上に於ける空前の現象」であるのだから、学校紛擾が「悉く左傾化的思想に基くとするならば、それは明かに教育の無能を裏書き其自体の無力を暴露する以外のものではないであらう」と論断し、学校当局者の「認識の狭隘と固定」を指弾する（18頁）。そして彼は、今日の学校紛擾は、恐慌と連動する「比較的基礎薄弱な私立学校に於ける経済的闘争」であるが、その経済的現実を踏まえないで、「人々は教育の尊厳の名に於て殊更に之を観念化し、一般的社会状勢の変化とは無関心に、只管に封建的師弟関係を強要しようとする」と批難している（19頁）。

川邊は、学校紛擾を少数の「過激分子」が「左翼戦術」を採用しながら煽動しているものと捉え、その戦術の近年における転換を詳細に論じている（15-18頁）。しかし彼は、「官憲や右翼団体や、世の識者達が大切に苦心して種々対策を講じ、思想善導と称し、弾圧取締りと云ひ、あらゆる工夫をこらしてゐるにも拘はらず」（18頁）、「過激分子」の戦術に多くの学生が動員されて紛擾が頻発していることを、「左翼戦術」の巧みさだけに起因するものとは捉えず、次のような要因を挙げている。すなわち、一般社会の「我利我利主義の反映」、「近頃の深刻な不景気と生活難」、「学制の大なる欠陥」、「吾が国近来の教育方針が、殆んど物質主義一点張りの観があり、精神的方面を余りにも閑却してゐること」、「新聞紙の無責任極まる低級な煽動的態度」、「私学の経営難」である（18-22頁）。つまり、川邊は、学校紛擾は左傾学生が先導・煽動するもので

あるが、多様な要因が絡み合って発生していると指摘している。

『中央公論』に掲載された学校紛擾を扱った論考には、河合榮治郎「大学の自由とは何か」（第45巻第11号、2-26頁）、森戸辰男「『学生思想問題』の社会的考察」（第45巻第12号、87-99頁）、菊川忠雄「学校財閥の解剖」（第46巻第1号、71-95頁）、尾佐竹猛「学校騒動とテロリズム」（第46巻第3号、249-252頁）がある。河合、森戸、尾佐竹の論考を検討しよう。

河合の論考は、大学の自由の限界を論じつつ、大学内外で政治闘争を展開するマルクス主義研究者を批判するものであり、学生主導の学校紛擾を直接的に論じてはいない。しかし、彼は大学の研究者について、「持たざるべからざる自由は、研究と発表との自由」であり、「持つことをえざる自由が非合法の実践と共同規律の違反」であると述べ（19頁）、学生に関して「学生の実践に就ては、たとへ非合法でなくとも、大学は制限すべきである。之は現に学修の過程に在ると云ふ学生の自分より来る」（15-16頁）と論じている。

森戸は、「わが国の社会発展の傾向は、その『見えざる手』によつて学生大衆を無産階級の方へ導いてゐる」にもかかわらず、「支配階級 of 思想対策はこの社会発展の趨勢に逆行して、学生大衆を有産階級の側へと結付けようとする」と指摘し（98頁）、文部省の思想統制政策の難点を論じている。また彼は、思想善導の成果が芳しくないのは、「指導の地位にある教職員の思想問題、わけてもマルキシズムに関する認識不足と大学教職員の思想問題に対する無関心とに求められてゐる」のであり、「同盟休校においてそのクライマックスに達する」学生の「集団的な行動上の反抗」は、「根本的には時代錯誤の支配階級の思想善導策に対する彼等の反抗に起因してゐる」と述べている（90頁）。

大審院判事であり、法制史研究者でもある尾佐竹は、学校紛擾は当初、「個人の感情論」、「教員間の暗闘」、「校友個人の野心」などに起因していたが、「今日では（中略）全体としては学生自身の要求から動いて来るのである。（中略）学校を目標としながら、学生として以外社会人の領域に一步踏み込んで居るのである」と論じている（250頁）。そして、だからこそ、「魔手」の関与する余地が生じ、それゆえに紛擾に「魔手」が関与している可能性は高いが、学校紛擾全体に「魔手」が及んでいると考えるのは早計であり、関与しているものと関与していないものとを

峻別する必要があると述べている (249-250頁)。しかし、「社会科学といふ新しき目標が生じ、青年学徒が、飲を求むる渴者の如き熱狂を以てこれに赴くを見て、愕然として驚いたのは無知無能の極である。／無知は恐怖である。触るゝべからず、知るべからず、一にも弾圧、二にも弾圧である。幾回の学校長会議、幾度かの主事学監会議も、学校当局に警察権を与へよとの提議をしたものもあつたとの話柄以外に、我等は不幸にしてその収穫を聞かないのである」(251頁)と、社会科学、特にマルクス主義に関する認識を深めないまま、「魔手」の関与の有無を区別することなく紛擾を弾圧する学校当局の対応の粗雑さを嘆息している。

ここまでに見てきた諸論考において、川邊、河合、森戸の論考は、学校紛擾を学生思想問題の延長、あるいはその問題に対する処方箋である思想統制政策への反発と理解している。この認識に関連して、塚原政次「昭和五年に於ける高等教育の回顧」(『帝国教育』第580号〈1930年12月1日発行〉、21-28頁)は、学校紛擾における学生のスローガンと戦術は「左傾的」であり、「斯様な同盟休校の事件を全滅せしめることと学生生徒の社会科学的研究及び実行とを放棄せしめることとは我等教育者の一大責務である」と述べ(28頁)、抑圧取締の一層の徹底を求めている。したがって、学校紛擾は学生思想問題の現れである、という文部省学生部と同様の認識を有する論者も存在していたのであった。

一方、田代、石黒、松本、尾佐竹の論考は、学校紛擾の質的変容を把握し、変容した学校紛擾における学生の主張を排除すべきものと捉えず、むしろ妥当性を有するものとして肯定し、その変容を認識できず、学生の主張に対応できない大学当局、文部行政関係者、教師と、彼らの対策とを批判している(但し、尾佐竹は、一部の紛擾は学生思想問題に起因していると捉えている)。これらの論考と視角を共有する論考として、石濱知行「学校制度の変化と学生運動の進化」(『改造』第12巻第12号〈1930年12月1日発行〉、87-93頁)を挙げることができる。三・一五事件の余波を受けて1928年に九州帝国大学を向坂逸郎らとともに辞職した石濱は、従来の学生思想問題と異なり、本紛擾の目的は学校の制度・行政の改革であり、その二つの遠因として「学校当局があまりに、学生の自由を圧迫しすぎたこと」と「学校の企業化」とを指摘している(92頁)。そしてその認識に基づき、「全早稲田学生委員会の公認の要求」と、その要求が目指す「学生自治権獲得と学校行政への参与」を、「決して

不合理なものではない」と述べ（93頁）、早稲田大学同盟休校は学生の自治権獲得運動であったと論じている。

田代、石黒、松本、尾佐竹、石濱の論考において指摘されている、学校紛擾の質的変容と相関する諸要因に共通する点に言及しているのが、赤井米吉「学校争議論」（『帝国教育』第581号〈1931年1月1日発行〉、75-79頁）である。赤井は、「学校が所謂学問の学校から生活の学校に転回せんとしつゝあ」（78頁）り、「学生たちが単なる学科の点数以上に学校の施設、行事、経営に対して関心を持ち始めたことはこの転回への新しい傾向」（79頁）であると学校は認識しなければならないにもかかわらず、「何時迄も学科中心の教育をせんとするところに衝突の最大原因がある」（同前）と述べている。それゆえ、赤井は、学生にとって大学が、生活の内実は措くとして、「学問の学校から生活の学校に転回」しつつあるにもかかわらず、大学当局、文部行政関係者、教師がその転回を認識していないことが学校紛擾を発生させていると批判している。

『教育時論』と『中央公論』に掲載された諸論考には、前節で検討した新聞記事とは異なり、学生の自治権を埋め込んだ学校運営の制度改革を展望する論考や、思想統制政策と関連づけながら学校紛擾を論じている論考が多い。そしてその諸論考に即して言えば、早稲田大学同盟休校を始めとする学校紛擾の原因や解決策を巡る言説状況は、1930年末から31年初の段階では、それらの紛擾を学生思想問題の文脈に位置づけるものが存在する一方で、それらの紛擾は学生にとっての大学の位置づけの転換に相関するものであり、従来 of 紛擾とは質的に異なったものであるという観点を提示するものが存在する、という分散した状況にあった。したがって、早稲田大学同盟休校を始めとする学校紛擾を、文部省学生部が一層の徹底を図ろうとしていた思想統制政策の文脈に位置づけようとする言説に収斂していたわけではなかったのである。

おわりに—国家の後景化—

1920年に大学として認可された早稲田大学は、大隈重信死去後の23年に寄附行為を改正し、大隈家から独立した組織体としての道を歩み始め、27年には教授会の権限を教職員任免規定によって明確にした。大学当局と学生との関係に目を移せば、早稲田大学同盟休校以前に、暁民共産党

事件（21年）、軍事研究団事件（23年）、大山郁夫辞任問題（27年）、社会科学研究会・新聞学会・雄弁会を始めとする学生諸団体解散（27-29年）といった諸事件が発生していた。したがって、早稲田大学同盟休校は、それらの諸事件に連なる学生思想問題の文脈に位置づく学校紛擾と見ることができる。

しかし、早稲田大学同盟休校がどのような終焉を迎えたのかを見逃してはならない。一連の諸事件の場合、事件の解決は暫定的なものであり、大学当局と学生の対立は熾り続けたのに対し²⁹⁾、早稲田大学同盟休校では、中野の調停案受諾を連合学生委員会が決定すると、「一瞬、学生ホールには静寂が支配し、やがて『都の西北』の大合唱となった。（中略）一ヵ月の間、彼らが敢えて学苑を紛擾に巻き込んだのは、よき早稲田を願うからであった」³⁰⁾という大団円を迎え、結果的に紛擾が大学への帰属意識を向上させるものとして機能していたのであった。この結末における差異は、学生思想問題に連なる紛擾では、学生にとって大学当局は学問・研究や思想の自由を抑圧する国家の代理表象であったのに対し、早稲田大学同盟休校では大学当局自体が前景化し、前記の自由を抑圧する国家は紛擾において問題化されることなく後景化していたことを示唆しているのではなかろうか。それゆえ、前者では、紛擾解決後も、学生と国家、またその代理表象としての大学当局との対峙が継続するため、紛擾解決が大学の共同性を増強するものとして機能し得なかったではなかったか。もちろん、早稲田大学同盟休校が切符配布を巡る悶着から生じたという稀有な紛擾であった点に留保が必要であろうが。

前節までの分析によれば、学校紛擾に言及した論考や記事のなかには、学校紛擾は左翼運動の一環ではなく、学生が自らの声を大学の教育や運営、経営（早稲田大学同盟休校の場合は運営）に導入する回路が欠如していることを批難し、その回路の構築を希求していることの現れであるという、当時の文部省学生部とは異なる言説が存在していた。学生の声や論理に照準するそれらの言説は、大学の凝集性、また一つの共同体としての大学の公共性をいかに担保していくのかということが、学生数が増加する大学、特にその増加の著しい私立大学に対して、1930年前後の時期に学生側から要請された質的転換の内実の一つであったことを開示している。そして、大学自体を一つの共同体として前景化するこの転換は、学校紛擾における国家の後景化という問題と相関しているのではな

かろうか。それゆえ、紛擾において国家の思想統制政策ではなく、大学の教育や運営、経営が問題化されるとともに、紛擾の解決が大学の凝着力を補強するものとして機能し得たのではなかったか。赤井米吉が記した「学問の学校から生活の学校に転回」という文言は、このような状況を剔抉していたものと読むことができる。

しかしながら、前述したように、学生部は学校紛擾を国家と対峙する左翼運動や学生思想問題との連関において表象することを通じて、紛擾に参加する学生を内なる敵と把握し、学生の声や論理を思想統制政策の文脈に回収していこうとしていた。したがって、大学に問題が存在するという認識は共有しながらも、一方は思想統制政策の強化によってその問題の解決を図ろうとし、他方は学生の声を大学運営に導入することを通じて、大学を一つの共同体とすることによって問題の解決を図ろうとしていたと言うことができる。

実際、1931年度以降に大学における学校紛擾数は減少することとなる。しかし、その減少は思想統制政策の妥当性を保証するものではないことを、早稲田大学同盟休校における学生の要求やその紛擾を論じる言説の相克・分散は暗示している。減少の諸要因、そして紛擾における国家の後景化という問題、また学校紛擾言説の分散状況がどのように展開していくのかという問題について、稿を改めて他の学校紛擾事例を分析対象として考察することとしたい。

注

- 1) 1922年度に創設された県立熊本医科大学は29年5月に官立に移管された。しかし、在学する予科学生が卒業するまで県立熊本医科大学が存続したため、30年度の官立大学数と公立大学数の両者に熊本医科大学が含まれている。
- 2) 天野郁夫『大学の誕生（下）』中公新書、2009年、409-413頁。
- 3) 早慶野球戦切符事件には、早稲田大学だけでなく、同附属第一・第二高等学院、同高等師範部、同専門部、早稲田専門学校の学生も参加していた。
- 4) 当時の学校紛擾を扱った先行研究には、小野雅章「1920～30年代にかけての学校事件・学校事故史研究素描——学校紛擾の展開を中心に——」（『教育制度研究紀要』第39集、日本大学教育制度研究所、2008年、1-17頁）もある。従来等閑視されてきた1920-30年代の学校事件・学校事故史

研究の現代的意義・射程を論述し、同研究の展望を示したものであり、いくつかの学校紛擾事例の紹介・検討を試み、教育病理的現象に起因する紛擾や学校・教員側の要因を契機とする紛擾が多かったこと、また文部省や教育関係者の各種対応にもかかわらず、紛擾は減少していなかったことを明らかにしている。しかし、高等教育機関の紛擾が扱われていないし、各事例の紹介・検討は概略的なものに止まっている。

- 5) 菊川忠雄『学生社会運動史』海口書店、1947年、473頁。
- 6) 吉野作造「日本学生運動史」『吉野作造選集』第10巻、1995年、290頁（『岩波講座教育科学』第15分冊（1932年）所収論文の再録）。
- 7) 『文部時報』第363号、1930年、26頁。
- 8) 同前、28頁。
- 9) 「田中文部大臣訓示要領」『文部時報』第348号、1930年、9頁。なお、現下の憂慮すべき教育問題の一つが学生思想問題・学校紛擾であることを、田中は全国中学校長会議（6月15日開催）、全国実業学校長会議（同前）、学務部長会議（同月24日開催）などの訓示でも強調している。
- 10) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第12巻（1931年）には、「本（1930）年度に於ける学生運動は昨年に比し量に於いても質に於いても著しい発展を示している。（中略）学生騒動事件は昨年末より本年にかけて頻発し、本年はその数に於いてレコードを作つたと云はれてゐる」（566頁、括弧内引用者）と記されており、自治運動については、「今資料の存するもののみについてみても、本年中には行はれた学生自治運動と目すべきものは約五二件であり、うち同盟休校にまで進展したものは三二件に上つてゐる」（571頁）と録されている。
- 11) 思想調査資料集成刊行会編『文部省思想局思想調査資料集成』第22巻（日本図書センター、1981年）所収。
- 12) 佐藤秀夫「学校紛擾の史的考察」（『教育の文化史2』阿吽社、2005年）233頁。
- 13) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第3巻、1986年、457頁。
- 14) 『東京朝日新聞』1930年10月17日付11面。同面には「早大体育会声明書」も掲載されている。
- 15) 同前、10月18日付夕刊1面。
- 16) 同前、10月18日付7面。『読売新聞』10月20日付7面には、左傾団体の策動とする大学側に対して憤慨する学生の声が掲載されている。
- 17) 『早稲田大学百年史』第3巻、461-462頁。
- 18) 同前、463-464頁。
- 19) 同前、466頁。
- 20) 同前、473-474頁。18日の決議に対する回答については、474頁を参照されたい。

- 21) 維持員とは今日の評議員のことであり、功勞維持員と選出維持員の二者が存在し、合計35名から構成されていた。同盟休校長期化の背景には、学生と大学当局の対立に、大学と大隈家との反目に起因する政治的策動が接合した側面がある（同前、470-473頁）。
- 22) 同前、475-476頁。
- 23) 同前、477-478頁。
- 24) 思想調査資料集成刊行会編『文部省思想局思想調査資料集成』第3巻（日本図書センター、1981年）所収の文部省学生部編『思想調査資料』第9輯（1931年）によれば、「賛成者五、三一三人反対者二、七八五人大勢順応者八八人」（164頁）であった。
- 25) 『東京朝日新聞』は、11月18日付紙面にも「早大盟休／解決式」という記事を、「解決式」の写真入りで掲載している（夕刊2面）。
- 26) 11月7日付2面の「よみうり直言」でも学校紛擾に言及しているが、日本女子大学の昇格問題を争点とする学校紛擾を話題としている。
- 27) 学校紛擾の解決策として、学生の自治権承認を挙げている記事は、管見の限り、両紙には存在しない。
- 28) 補助的に参照する『帝国教育』において、早稲田大学同盟休校を始めとする学校紛擾を扱っている論考としては、塚原政次「昭和五年に於ける高等教育の回顧」（第580号）、野田義夫「昭和五年高等教育の回顧」（同前）、福島四郎「昭和五年の女子教育に関する回顧」（同前）、林博太郎「昭和六年の新年を迎へて」（第581号）、三井甲之「敬神崇祖の科学的基礎確立を思ふ」（同前）、三浦圭三「教育は社会連帯責任」（同前）、赤井米吉「学校争議論」（同前）、小澤徳一「官立大学無用——昼間大学が邪魔になる今日——」（第582号）がある。『改造』には石濱知行「学校制度の変化と学生運動の進化」（第12巻第12号）が掲載されているだけである。
- なお、高等教育関係者も読者としていた教育週刊紙『教育週報』には、「思想対策問題で私大の主事会議／どんな名案が出るか」（1930年12月20日付2面）、「師弟間情味の欠乏が学校騒動の主因」（野口援太郎談話、同年12月27日付2面）、「私大騒動対策に思想調査官／予算あれば設置する＝伊藤学生部長談」（1931年1月10日付2面）、「学校に警察権を与へよ／私立大学思想取締案に早大当局から提出」（同年1月24日付2面）という記事が掲載されている。
- 29) 『早稲田大学百年史』第3巻第11・12・13・16・17章参照。
- 30) 同前、480頁。